

## 前期検討事項の検討結果について（報告）

平成16年12月10日  
新司法試験問題検討会  
（ 選 択 科 目 ）

## 第1 新司法試験における具体的な出題のイメージ

別途、サンプル問題を提出。

## 第2 科目の範囲

選択科目（知的財産法，労働法，租税法，倒産法，経済法，国際関係法（公法系），国際関係法（私法系）及び環境法の8科目をいう。）については，いずれも法務省令により範囲を定めることはしない。

## 第3 出題方針

法科大学院における教育内容を踏まえ，事例問題を中心として，対象となる法律分野に関する基本的な知識・理解を問い，又は，法的な分析，構成及び論述の能力を試す。

## 第4 出題形式等

## 1 試験時間

いずれの科目も3時間とする。

## 2 問題数

いずれの科目も2問とする。

## 3 問題別配点

いずれの科目についても，2問で計100点満点とし，問題1問につき50点配点を基本とするが，例えば，60点配点の問題1問と40点配点の問題1問とするなどの傾斜配点も認める。

なお，各問題の配点については，問題文中に明示する。

## 4 試験用法文

各科目において登載候補とする法令は別紙のとおりであるが，登載すべき法令については，全文を登載するかどうかを含め，引き続き検討する。

## 5 答案用紙

具体的な答案用紙の様式，容量については，必須科目に倣うものとする。

配布すべき量については，現行司法試験と同程度の分量を基本として，引き続き検討する。

## 別紙

## 試験用法文登載法令候補案（選択科目）

科目	法令名
知的財産法 労働法	特許法・著作権法 労働組合法・労働関係調整法・労働基準法・労働基準法施行規則・労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準・労働基準法第37条第1項の時間外及び休日の割増賃金に係る率の最低限度を定める政令・労働審判法・個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律・女性労働基準規則・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律・会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律・賃金の支払の確保等に関する法律・最低賃金法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法・職業安定法・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律
租税法 倒産法 経済法	国税通則法・所得税法・法人税法 破産法・破産規則・民事再生法・民事再生規則 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律・入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律・下請代金支払遅延等防止法・不当景品類及び不当表示防止法・不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）
国際関係法 （公法系）	国際連合憲章及び国際司法裁判所規程・外交関係に関するウィーン条約・条約法に関するウィーン条約・海洋法に関する国際連合条約・宇宙条約・難民の地位に関する条約・難民の地位に関する議定書・航空機の不法な奪取の防止に関する条約・関税及び貿易に関する一般協定・陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（第一条約）・捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（第三条約）・戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（第四条約）・核兵器の不拡散に関する条約
国際関係法 （私法系）	法例・扶養義務の準拠法に関する法律・遺言の方式の準拠法に関する法律・国籍法・家事審判規則・外国裁判所ノ囑託ニ因ル共助法・民事訴訟手続に関する条約・民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する条約・民事訴訟手続に関する条約等の実施に伴う民事訴訟手続の特例等に関する法律・外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約・国際海上物品運送法・国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約
環境法	環境基本法・環境影響評価法・大気汚染防止法・水質汚濁防止法・土壌汚染対策法・循環型社会形成推進基本法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・自然環境保全法・地球温暖化対策の推進に関する法律・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

- (注) 1 法令の種類だけでなく、全文を登載するかどうかについても、なお検討する。
- 2 本表では、新司法試験問題（必須科目）の試験用法文登載法令候補案として既に掲げられている法令と重複するものを省いている。
- 3 試験用法文に登載されている法令以外に、問題ごとに関連する法文を、全体として又は部分的に、問題文中に記載することや、問題文とは別に添付して配布することが有り得ることは当然の前提として考えられているが、条約も同様の取扱いとなる。

[ 新司法試験サンプル問題（国際関係法〔公法系〕） ]

科目全般について

国際関係法（公法系）は、国際法、国際人権法及び国際経済法を対象とするものとされている（平成16年8月2日付け司法試験委員会による「平成18年から実施される司法試験における論文式による筆記試験の科目（専門的な法律の分野に関する科目）の選定について（答申）」）。その出題は、国際法を中心とし、国際法の体系に含まれる範囲で国際人権法及び国際経済法を対象とする。

〔第1問〕 国際法に詳しい弁護士甲は、国税庁から、以下の税務上の取扱いに関する法律相談を受けた。

国税庁の相談の内容であるが、「東京にあるX国大使館は、大使館の日本人職員10名に対し、同国国庫から給与を支払っている。この10名はいずれも東京都内に居住していることから、給与支払者たるX国大使館に源泉徴収義務を課して、日本人職員に支払われる給与から所得税を源泉徴収させて国に納付させようと考えている。この取扱いについて、国際法上、問題となり得る点があれば指摘し、その問題点について国税庁として説明できるよう、報告書にまとめてもらいたい。」というものであった。

本件法律相談について、甲の立場に立って、国際法上の問題の指摘と、国税庁の取扱いを是とするために、どのような立論をすべきかを答えよ。なお、相談内容の事実関係により解答に場合分けが必要であれば、どの点について事実関係の確認が必要かを示した上で、場合分けをして解答せよ。

（参考条文）所得税法

第5条第1項 居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある。

第6条 第28条第1項（給与所得）に規定する給与等の支払をする者その他第4編第1章から第6章まで（源泉徴収）に規定する支払をする者は、この法律により、その支払に係る金額につき源泉徴収をする義務がある。

第28条第1項 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この条において「給与等」という。）に係る所得をいう。

第183条第1項本文 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等（以下この章において「給与等」という。）の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

（配点：50点）

【出題趣旨】

本問は、国内法上の法律関係における国際法の解釈・適用を問うものである。本問では、外交使節団及び外国国家の国際法上の位置付けを手掛かりにして、外国国家の課税上の地位について、筋道を追って論証する能力が試される。

〔第2問〕 A国とB国は、海域を挟んで向かい合う位置関係にあり、両国の基線間の距離は400海里に満たない。両国間の大陸棚の画定につき、等距離・中間線によるべきという点で、両国の見解は一致しているが、両国の間で、大陸棚の境界画定はまだ行われていない。A国が、中間線をまたいで存在する海底鉱物資源について、科学調査と称する調査活動を開始した。弁護士甲は、B国外務省より依頼を受け、同国が、A国の当該調査活動について国際司法裁判所に提訴するに当たり、B国が行うことのできる申立てとその国際法上の根拠について助言を求められた。弁護士甲の立場で答えよ。

なお、両国とも、海洋法に関する国際連合条約の当事国である。B国は大陸棚宣言や国内立法を行っていない。両国は、いずれも国際司法裁判所規程第36条第2項の選択条項を受諾しており、管轄権について争う余地はない。

（配点：50点）

【出題趣旨】

本問は、大陸棚の基本的な構造（大陸棚に対する権利の内容・性質、境界画定の法理など）にかかわる論点を抽出し、かつ分析する能力を問い、さらに、関連し得る実定国際法を現実に適用し説得力のある解釈・適用を導くとともに、それに基づく請求の立て方と根拠を構築する能力を試す問題である。